

(様式 2)

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 234 条第 2 項、地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 5 号及び横浜市契約事務委任規則第 4 条第 4 項第 2 号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和 4 年 10 月 3 日

横浜市契約事務受任者
交通局長 三村 庄一

1 契約の概要

桜木町駅防煙防火シャッター緊急修繕工事

・シャッター駆動装置等修繕 2 台

2 履行（納品）場所

中区花咲町 1 丁目 34 番地

3 契約日

令和 4 年 5 月 16 日

4 履行日又は履行期間

令和 4 年 5 月 16 日から令和 4 年 8 月 31 日まで

5 契約金額

¥2,864,400.－（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥260,400.－）

6 契約の相手方（名称及び所在）

三和シャッター工業株式会社 首都圏メンテナンス第四支店

横浜市港北区新横浜 2－5－5 住友不動産新横浜ビル 4 階

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

桜木町駅の防煙防火シャッター（2 台）は、保守点検の際に不具合が認められ、火災等の発生時に自動的に閉まらない状態であることが判明しました。当該シャッターは、駅の重要な防災設備となっており、このままの状態では駅利用者の安全確保に重大な支障を生じるため、緊急で修繕工事を行う必要がありました。

8 契約の相手方の選定理由

緊急修繕を迅速かつ確実に行うことができる契約先として、当該シャッターを保守点検し、その構造や不具合の状況を的確に把握している業者を選定しました。

9 所管課

横浜市交通局工務部建築課